

令和7年9月8日

指摘事項に対する改善措置状況を 公表しました

以下の通り、指摘事項に対する改善措置状況を公表しました。

1 内 容

指摘事項に対する改善措置状況について

令和7年3月実施定期監査分(保健福祉局障害・生活福祉部北区中央福祉事務所)

【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 吉川・多田 直通086-803-1552 内線4564・4565

岡山市監査委員公表第 2 0 号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について，別紙のとおり通知があったので，地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 9 月 5 日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡中福第845号

令和7年8月1日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年3月実施の定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和 7 年 3 月実施分）

保健福祉局 障害・生活福祉部 北区中央福祉事務所

【指摘事項】

○ 収納事務について

令和 7 年 1 月 31 日現在、滞納繰越分の収入未済額が、返納金において 3 億 5,962 万円（収納率 7.3%）認められました。

今後とも、債権管理条例，生活保護債権等事務処理要綱，生活保護法による返還金等に係る事務処理基準等に基づき債権管理を徹底し，これらの解消に格段の努力をしてください。

なお，現年分についても，滞納繰越を生じないように要望します。

【改善措置状況】

1 生活保護廃止の債務者への対応について

収入未済者の多くは生活保護廃止の債務者です。低所得のため、返済能力に乏しく返納金回収に苦慮しておりますが、生活保護債権等事務処理要綱等に定められた督促、催告を適正に実施し、収納率向上に努めてまいります。

また、居所不明者については可能な限り住所の確認、資力調査等を随時実施しております。

2 生活保護受給中の債務者への対応について

返還金等は原則一括納付としておりますが、資力がなく一括納付困難な者には分割納付を認めており、繰越の一因となっております。

中央福祉事務所管内で生活保護受給中の滞納者には、担当ケースワーカーが納付指導しており、一括納付が困難な場合には、分割納付の手続きを促しております。

また、中央福祉事務所以外の 5 福祉事務所管内で生活保護受給中の滞納者には、中央福祉事務所から 5 福祉事務所に依頼して、各福祉事務所の担当ケースワーカーが納付指導しており、一括納付が困難な場合には、分割納付の手続きを促しております。

なお、分割納付の手続きを行ったものについては、返納管理台帳により返済状況を定期的に確認するとともに、生活保護記録簿に返還金等があることが分かるように表示し、ケースワーカーのみではなく査察指導員も含めて管理を行うようにしております。

3 生活保護受給中の債務者のうち、納付が滞る債務者への対応について

返還金等の一括納付が困難な者には分割納付を認めていますが、資力がなく分割納付が滞る債務者も多くいます。生活保護法第 77 条の 2 及び第 78 条徴収金は、生活保護費からの控除（天引）が認められているため、生活保護受給中の債務者のうち、納付が滞る債務者には本制度の活用を促してまいります。

また、ゆうちょ銀行払込取扱票を利用することで、納付方法の選択肢を増やして納付を促してまいります。

4 生活保護・自立支援課との連携

収納事務について、生活保護・自立支援課が「生活保護債権等事務処理要綱」及び「生活保護法による返還金等に係る事務処理基準」を所管し、これらに基づき、各福祉事務所での収納事務等の取扱いが統一的行われるよう連携が図られています。

また、年1回の生活保護法施行事務監査や年度末に開催する生活保護債権等処遇検討委員会、さらに市内全福祉事務所の生活保護債権管理担当者を対象とした勉強会の場を活用し、市内全福祉事務所での返納金の未然防止を含めた適正な債権管理が一層進むよう、生活保護・自立支援課と共に取り組んでまいります。

今後とも、福祉振興第1係と生活保護担当係が連携し、以下の対応を徹底することにより、不納欠損に陥ることのないように努めてまいります。

- (1) 訪問調査活動による細やかな生活指導や生活保護制度の周知を図り、返納金の発生を未然に防止、抑制すること
- (2) 滞納者に対して督促状・催告書を適時送付して、ケースワーカーによる納付指導等を計画的に実施すること
- (3) 返納金管理台帳による債権管理の徹底
 - ① 債務者の情報共有、一括納付指導の徹底
 - ② 納期限までに一括納付できなかった債務者への分納手続案内
 - ③ 返納手続の進まない債権の確認、進捗状況の聞き取り
 - ④ 査察指導員による定期的な返済状況の確認及びケースワーカーへの対応指示

参考＜令和7年3月31日現在＞

返納金（滞納繰越分）（単位：円，％）

細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	388,065,428	32,877,576	14,075,407	341,112,445	8.5

【返納金の内訳】

（内訳1）生活保護法第63条適用

① 生活保護法第63条の規定に基づく返還金（単位：円，％）

細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	66,074,602	1,311,407	3,729,006	61,034,189	2.0

② 生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金（単位：円，％）

細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	46,963,039	6,743,951	10,290	40,208,798	14.4

（内訳2）生活保護法第78条の規定に基づく徴収金（単位：円，％）

細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	267,469,205	17,488,328	10,336,111	239,644,766	6.5

（内訳3）返還金及び徴収金以外の返納金（単位：円，％）

細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	7,558,582	7,333,890	0	224,692	97.0

参考＜令和7年1月31日現在＞

返納金（滞納繰越分）（単位：円，％）

細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	388,065,428	28,444,801	0	359,620,627	7.3

【返納金の内訳】

（内訳1）生活保護法第63条適用

① 生活保護法第63条の規定に基づく返還金（単位：円，％）

細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	66,074,602	1,056,802	0	64,541,800	1.6

② 生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金（単位：円，％）

細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	46,963,039	5,892,027	0	41,547,012	12.5

(内訳2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

(単位：円，％)

細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	267,469,205	14,167,082	0	253,302,123	5.3

(内訳3) 返還金及び徴収金以外の返納金

(単位：円，％)

細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	7,558,582	7,328,890	0	229,692	97.0